喜多村氏 新たな時代に対応した葬送の仕組みを
横田氏 火葬場から出る「灰」の適正な処分必要
三木氏 火葬場の適切な管理と技術者の育成が重要に
玉寄氏 インフラとして火葬場の建設促す施策を
奥村氏 火葬場のあるべき姿を発信し社会と交流

三木　超高齢社会の到来により多死社会を迎え、火葬件数増加への対応が求められています。

近年、火葬場の大型化が進み小さな火葬場が集約化されていくという事例が、都市部を中心に広がる傾向にあります。

それに反し、おしなべて老朽化が進んでいる火葬場が多く存在しているのも事実です。新しい施設の建設に対し国からの補助金はなく、各自治体は独自に財源を確保して建設しなければなりません。

改修も多額の経費が必要となることから、財源確保に苦労している自治体等も多くあります。

これらの現状を踏まえ、国からの財政的な支援を今後どのようにシステム化し確保してゆくか大きな課題の一つです。

火葬場は、故人を火葬するだけではなく、故人との最後のお別れの空間でもあり、その場に立ち会う火葬技術管理士は人生最後の通過儀礼の執行者であるという自覚を持ち、厳粛な雰囲気の中で粛々と執り行う必要があります。火葬場に従事する者は、火葬に関する知識を体系的に習得し、火葬場の全般的な運営等も念頭に置き日々の火葬業務に取り組む必要があり、そのような人材を育成するのも責務であると考えています。

近年、故人のお見送りの形態に変化が出てきました。

通夜や告別式との二度手間を避け、火葬場付設の式場や、民間葬祭場でじっくり時間をかけてお別れしたり、通夜や告別式などを行わず、直接火葬場にご遺体を運び火葬する直葬というお見送りの方法も執り行われるようになりました。

これらのニーズをどのように取り組んでいくか大きな課題であるとともに、専門の管理運営体制が必要だと考えています。

同時に、一般の皆様にも火葬場や火葬業務従事者に対する理解を深めていただく努力も必要だと考えています。

新型コロナへの対応

奥村　次に、最近の新型コロナウイルスを取り巻く火葬場の問題意識、対応についてお話しください。東京都では、コロナで亡くなられたご遺族のお見送りが難しくなっているなど問題も生じています。こうしたことを打開するため、火葬場職員をエッセンシャルワーカと位置付け、ワクチンの前倒し接種を行う動きも出ています。火葬場の役割、対応が大きく変わりつつあるように感じています。火葬場サイドでもしっかりした対応が必要ではないかと思います。この辺のところについて、玉寄さんからお話をお願いします。

玉寄　コロナ禍によって火葬場の問題が新たに浮かび上がってきました。奥村理事長がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスで亡くなった方の火葬（コロナ火葬）について、現場での統一的なガイドラインが示されていないこともあって、ご遺族のお見送りが困難になっているのは事実です。それぞれの火葬場がそれぞれの経験ややり方に従って、判断によって運営が行われています。その中で東京の火葬場はお見送りを厳しく制限する処置をとったことが問題になっていると思います。また、厳しい制限をしなくても見方によっては対策が甘いと取られてしまい、運営に関するすべての責任が現場に投げられている、というのが実感です。

さまざま問題点はありますが、昨年8月に、私ども日本火葬技術管理士会が行った、コロナに関するアンケート調査の結論として、火葬に特化したガイドラインがなく、それぞれの火葬場でそれぞれの基準を作って行っているために、行政や葬儀社が共にコロナウイルスに関わらず感染症に対する火葬の基準を定めるため、関係省庁への要請を続けることが大切であると感じています。

これについては、まだまだ私たちのアピールが弱いと思います。

さらに、今一番の課題として、さっそく取り上げさせていただきたい件をお話しします。現在、主に首都圏を中心に、また沖縄県では特に顕著に表れているのですが、ご遺体の火葬場の受け入れが1週間から10日以上、さらにはそれ以上の待ち時間を有している現状についてです。

これによってご遺族は、火葬を待つ間、日々傷んでいくご遺体をケアせねばならず、また葬祭業者やその他企業、団体、行政など保冷庫を持つところにお預けしても、それなりの費用負担がかかるというのが本音です。

我々の使命としてもう一歩踏み込んでみますと、新型コロナウイルスに関わらず感染症に対する火葬の基準を定めるため、関係省庁への要請を続けることが大切であると感じています。

これについては、まだまだ私たちのアピールが弱いと思います。

さらに、今一番の課題として、さっそく取り上げさせていただきたい件をお話しします。現在、主に首都圏を中心に、また沖縄県では特に顕著に表れているのですが、ご遺体の火葬場の受け入れが1週間から10日以上、さらにはそれ以上の待ち時間を有している現状についてです。

これによってご遺族は、火葬を待つ間、日々傷んでいくご遺体をケアせねばならず、また葬祭業者やその他企業、団体、行政など保冷庫を持つところにお預けしても、それなりの費用負担がかかるというのが現状を抱えています。

原因として、コロナ火葬を行う時間を通常行う時間とは別に設定しているために起こる非効率性から生じているロスタイムが挙げられると感じています。

また、優先順位がコロナ火葬の方が高いことや、火葬に関して各地で独自の時間帯や防護服着用などの特別な措置が取られていることも原因に挙げられます。

首都圏や沖縄県ではもともと火葬場の数が住民比率にあっていなかったところに、コロナ禍の到来で一気にひっ迫したと考えられます。

これから迎える超高齢化社会における、インフラ対策の一つとして火葬場の建設を促すための施策を作っていただく等の要望が、あわせて必要かと考えています。

これからの火葬場のあり方

奥村　皆さんから一通りお話をいただきました。これまでのご議論を踏まえ、皆さんからこれからの火葬場のあり方に関して、一言ずつご意見をお願いします。

喜多村　墓地埋葬法という法律があります。火葬場はこの法律できっちり規制されています。火葬場は行政の許可事業です。「じいちゃんが死んじゃったから裏庭で薪を積んで自家製の火葬で見送ろう」なんてことは許されません。そして許可事業であるからには、設備構造や運営の仕方について守るべき基準が必要なはずです。

ところがなにぶん古い法律です。たしか昭和20年代初期、戦後すぐの立法ですから、条文は簡明にできており、現在の法律のように至れる尽くせり法文で詳細に示していません。しかし、いやしくも許可事業ですから、許可権を持つ自治体の担当職員が恣意的な運用をすることは許されません。その点、日本環境斎苑協会で「火葬場のマニュアル」を公表していますが、これを充実普及していくなどは喫緊の課題ではないでしょうか。

また火葬場は沿革的に自治体のサービス事業的な運営がされてきていたと思います。しかし行政には透明性に加え、運営面の健全性が求められる傾向にあります。その際には利用料の設定根拠の明確性も重要になります。

火葬場施設の大型化の点では、建て替えなどの経費が巨額になってきますから、資金調達と償還をどうするかとなり、これは運営の民営化にも話が及んできます。またお話が出ていたように、葬送の大部分を火葬場内の施設で行うようになると、火葬場職員の葬送に関する客観的で正確な一般知識も重要になり、これは職員の処遇見直し向上にもつながってきます。

散骨では骨つぼに納められた焼骨を粉上に砕くことになりますが、それをどこでだれが行うのか、墓地埋葬法には何も規定はありません。墓地埋葬法では焼骨はこの法律に基づいて許可を得た墓地内でのみ埋蔵できることになっています。それとの均衡で、散骨場所にもおのずから縛りがあるはずですが、現行の墓地埋葬法には明確な規定がなく、各自治体の判断に委ねられています。

現在の墓地埋葬法では必ずしも明確ではないなと思える事項がほかにもあります。家族の焼骨を墓地に納める期限はいついつまでと規定されていません。それで家庭の仏壇に安置することが可能なのですが、では仏前でおじいさんの遺骨に毎日手を合わせていたおばあさんが老人ホームに入ってしまったらどうするのか。常識的にはこの時点で墓地に納めるのでしょうが、法律では規定がありません。

遺骨の一部をアクセサリーに加工して、肌身離さず身につけているケースがあります。親孝行でほほえましいと言えますが、その方もなくなった後はどうするのか。これも規定はありません。

わが国の風習では、焼骨を遺族が拾って骨つぼに納めます。その際、全部を拾いきれないことがあります。地域によっては最初から一部のみを収骨します。こうした場合に火葬場に残されるお骨を「残骨灰」と呼びます。概念的には遺骨の一部であり、ごみではありません。金銀パラジウムなど生前の身体に装着されていた有価物を回収する場合も、「遺骨から」より分けているのだという意識を欠かしてはならないと思います。各火葬場ではそれぞれ尊厳を保って残骨灰の処理しているようですが、そのプロセスを遺族に説明できることが肝要です。

墓地埋葬法ができてから70年以上。その間、本格的な改正は一度もされていません。「国民の宗教的感情に適合」「公衆衛生」「その他公共の福祉」という法律の3つの精神の実効性を高めていくためにも、墓地埋葬法の各条項の点検見直しが求められていると思います。

また都市部の火葬場の中には、火葬の順番待ちで何日間も遺族に待ってもらう状況のところも生じています。その間、遺族は待機状態にならざるを得ません。遺族の多くは遠隔地から駆けつけています。しかるに火葬場の都合で待たされるのは、遺族の権利にも関わる問題ではないでしょうか。

同時に最初に提起したように、少子高齢化、長寿化に伴う高齢死亡者の急増、新規感染症のパンデミックの可能性、大規模自然災害の発生、さらに外敵侵攻という今までの想定にはなかった事態の可能性を踏まえた場合、死および葬送を社会保障の中にしっかりと位置付けていくことが必要ではないかと思っています。

火葬場の法制度などを変えていくべきです。特に、大規模災害に関しては、中核都市の役割をしっかりと明記し、機関委任事務として取り組んでいくべきです。また、散骨が将来広がっていく可能性があり、火葬場も散骨に関し、粉骨などしっかりした役割を持つべきです。業界団体も、葬儀にかかわる社会的役割を自覚するとともに、しかるべき評価を与えるべきです。総じて、新たな時代に対応した、新たな葬送の仕組みを明確にし、法制上の位置付けを与えていくべきだと考えます。

横田　有害物質規制は、まだ十分な対応ができていません。炉内に残留した残骨灰と集じん機で捕集された集じん灰は、別々に保管されなければなりません。両者とも「灰」の字がついておりますが、環境上特に問題視しなければならないのは、集じん灰の方です。先ほど申し上げましたが、ダイオキシン類にしても水銀にしても、残骨灰より集じん灰の方がはるかに高濃度に含まれているからです。火葬場から出た後もその適正な処分が強く望まれるところです。

最後に、火葬場の施設に関してコメントを2点だけ付け加えさせていただきます。

一つは、集じん装置は、燃焼炉から煙突までの中間に設置し、排ガスの温度や流量等の一貫した運転管理を必要としますので、一つの炉には一つの集じん機を設置する一炉一形式が良いと思います。

もう一つは、大気中に放出される排気ガスの拡散効果を高めるためには、煙突はなるべく高くし、周囲に煙突を遮蔽するようなものを置かないことです。

火葬場従事者は、もう十分に社会で必要不可欠な存在になっていると実感しています。

そのためにも私共火葬場にかかわる技術者、またはご遺体を受け入れする接遇者においても、気後れせずに主体性を持って社会に向けて発言し、自己研鑽を重ねていかなければならないと考えています。

奥村　皆さんから、それぞれお話をいただきました。火葬場は、これからも大事な社会施設として、機能を果たしていかなければなりません。火葬場に携わる方々が火葬場のあるべき姿に関し、今後とも積極的に発信し、社会との交流を進めいくことがますます必要になってきているのではないでしょうか。このシンポジウムをお聴きいただいた皆様もそのようなことを強くお感じになったのではないかと思います。本日はどうもありがとうございました。

島崎氏

日本環境斎苑協会
創立50周年記念特別功労賞
前理事長の島崎昭氏に

日本環境斎苑協会は10月24日の第36回全国火葬情報交換会で功労者等を表彰した。同協会前理事長の島崎昭氏に「創立50周年記念特別功労賞」が贈られた。その他の受賞者は次のとおり。

【環境施設功労賞】山本幸二氏（石川県、輪島市穴水町環境衛生施設組合）

【協会感謝状】長谷川　徳夫氏（青森県、青森地域広域事務組合蟹田地区斎場）、亀井良久氏（山形県、南陽市斎場しらぎく）、佐久間幸雄氏（千葉県、富士建設工業安房事業所）、松村まゆみ氏（千葉県、富士建設工業株式会社印西事業所）、安田紀彦氏（東京都、東京博善堀ノ内斎場課長）、杉本博之（東京都、東京博善代々幡斎場課長）、斉藤毅（神奈川県、富士建設工業厚木事業所）、髙野光雄氏（新潟県、加茂市清掃センター）、武村博氏（滋賀県守山野洲行政事務組合野洲川斎苑）、小山千鶴氏（同上）、土井章寛氏（京都府、宮津市役所）、中岡義治氏（大阪府、富士建設工業大阪支店総括責任者）、山本信幸氏（岡山県、勝央町営尾山斎場）、荒木博道氏（熊本県、清和大昇苑）

火葬炉専門メーカーの信頼と実績

人類と自然・環境との調和　そして、新しい時代と歴史・文化の融合

富士建設工業株式会社
Technology・Nature・Future

本社・工場　〒950-3102　新潟市北区島見町3307番地16　（代表）☎（025）255−4161　Fax（025）255−2363
札幌支店　〒003-0002　札幌市白石区東札幌２条４丁目９番16号　☎（011）812−9711
東北支店　〒984-0003　仙台市若林区六丁の目北町４番20号レジデンスアクア　☎（022）794−9151
新潟支店　〒950-3102　新潟市北区島見町3307番地16　☎（025）255−4161
東京支店　〒359-0037　所沢市くすのき台１丁目10番地４肥田野ビル　☎（04）2997−5333
名古屋支店　〒451-0031　名古屋市西区城西４丁目４番１号 ジローズ浄心　☎（052）528−5001
大阪支店　〒564-0054　大阪府吹田市芳野町２番６号　☎（06）6310−8861
九州支店　〒812-0043　福岡市博多区堅粕４丁目４番１号　☎（092）437−2711
営業所等　福島・松本・習志野・岡山・四国・鹿児島

厚生労働省認可（厚生省収生衛第1010号）
自然サイクル保全事業協同組合

石川県總持寺祖院　令和４年９月５日「令和４年度全国尠葬場残骨灰合同供養会」

新型コロナウィルス感染防止対策に留意しながら、今年度は一般及び行政の皆様のご参加のもと、總持寺祖院様、信栄寺様の全面的なご協力を得て、供養会を開催できました。

自然サイクル保全事業協同組合
代表理事　溝口　立子

静岡県信栄寺　令和４年11月８日「令和４年度秋期　全国尠葬動物供養祭」

【主な取組み】
平成１０年　９月　協同組合設立（厚生省収生衛第1010号）
平成１１年　４月　千葉県　鋸山日本寺と永代供養契約締結
平成１１年　８月　石川県　總持寺祖院と永代供養契約締結
平成１２年１１月　静岡県　信栄寺とペットの供養契約締結
平成１３年　８月　残骨灰取扱に関するアンケート調査実施
平成２３年　２月　日本斎苑協会のアンケート調査に協力
平成２４年１２月　「尠葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版」発行に協力
令和　３年　１月　エコアクション認証・登録（0013223）

＜組合員＞
㈱西日本環境　兵庫県神戸市
㈱コバリ　山梨県韮崎市
溝口産業㈱　兵庫県神戸市
㈱タムラ　東京都江戸川区
㈱タカミ　静岡県磐田市
㈱ウエスト・ジャパン　静岡県浜松市

私たちは、地域と地球の環境に配慮した事業者です
エコアクション21
認証番号 0013223
残骨最終埋葬業（埋葬履歴の管理）として登録

事務局　〒653-0812　兵庫県神戸市長田区長田町７丁目３番２号
TEL　078-643-2707　FAX　078-643-2704　https://sizencycle.jp